

第8回研究会

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の 検討状況について

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課・課長

岡田 英基

琵琶湖では、高度経済成長期以降、急速な工業化や人口増加など社会経済情勢の急激な変化により、周辺から琵琶湖に流入する汚濁負荷量が増大し、昭和52年には淡水赤潮が発生するなど水質が悪化した。その後、下水道の整備など生活排水対策や工場排水の規制など様々な取組により、琵琶湖への流入負荷は削減され、富栄養化の進行もある程度抑えられたと考えている。しかしながら、難分解性有機物の増加や栄養塩バランスの変化などの新たな問題をはじめ、水草の大量繁茂や外来動植物の増加など、琵琶湖の課題は複雑かつ多様化してきており、総合的な保全再生を図ることが強く求められている。

そうした中、平成27年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立し、翌年4月には、国において基本方針が策定された。県では、この基本方針を勘案して「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成29年3月に策定したところである。

計画には、「保全再生に関する方針」をはじめ、「保全再生のための事項」として「水質汚濁の防止および改善」、「水源のかん養」、「生態系の保全および再生」、「景観の整備および保全」、「農林水産業、観光、交通その他の産業の振興」などの施策や、「調査研究」、「取り組む主体や推進体制」、「教育の充実」など、幅広い項目を記載している。

計画の重点事項としては、「琵琶湖を「守る」取組」と「琵琶湖を「活かす」取組」の2つの柱を考えており、「守る」取組については、これまでから取り組んでいる水源林の整備保全や水草対策はもとより、喫緊の対策が必要な侵略的外来水生植物の防除や鳥獣害対策、水産資源の回復などに取り組んでいく。

一方、「活かす」取組については、エコツーリズムなどの体験・体感による琵琶湖とのふれあい推進や、滋賀県の林業成長産業化、環境関連産業の推進など琵琶湖が持っている様々な可能性を引き出し、活用する施策を進めていく。

こうした取組を支える調査研究や環境学習などと併せて施策に取り組むことで、琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環をさらに推進し、「真に自然と共生する社会のモデル」を創り、滋賀県から全国に、そして世界に発信していくこととしている。